

令和 8 年和光市農業委員会 2 月総会会議録

和光市農業委員会

令和 8 年和光市農業委員会 2 月総会日程

令和 8 年 2 月 2 4 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 2 番 富岡和樹委員 1 0 番 井口俊彦委員

日程第 4 提出議案 議案第 2 0 号 農地法第 5 条許可申請について

議案第 2 1 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

日程第 5 協議事項 令和 8 年和光市農業委員会 3 月総会の日程について

日程第 6 諸報告 ①会長専決について

②農業委員の活動報告について

③農家だよりについて

日程第 7 閉 会 午前 1 0 時 4 6 分

出席委員（１１名）

１番	新 坂 篤 司 君	２番	富 岡 和 樹 君
３番	富 岡 浩 之 君	４番	本 多 修 君
５番	成 田 真理子 君	６番	小 寺 淳 一 君
７番	吉 田 成 実 君	８番	田 中 和 巳 君
９番	富 澤 孝 子 君	１０番	井 口 俊 彦 君
１１番	浪 間 兼 三 君		

欠席委員（なし）

開会 午前 10 時 00 分

◎開会

◎開議

○事務局長（高橋） それでは皆様、おはようございます。

ただいまから令和 8 年和光市農業委員会 2 月総会を開会いたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○新坂会長 皆様、おはようございます。

2 月に入り、三寒四温という言葉のように冬と春がせめぎ合う季節となりましたが、皆様、体調にお変わりなど無いでしょうか。

本日もスムーズな議事運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和 8 年和光市農業委員会 2 月総会を始めます。

出席委員は 11 人中 11 人で、和光市農業委員会会議規則第 6 条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告します。

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長 初めに、議事録署名委員ですが、2 番、富岡和樹委員、10 番、井口委員を指名します。

◎提出議案

議案第 20 号 農地法第 5 条許可申請について

○新坂議長 それでは、議事に移ります。

議案第 20 号 農地法第 5 条許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（今野） 議案第 20 号。

議案書の 1 から 3 ページ及び写真資料 1 番の写真をご覧ください。

賃借人住所、申請者住所和光市新倉三丁目**番**号、A 社、代表取締役 A。賃貸人、和光市新倉三丁目**番**号、B。土地表示、和光市下新倉六丁目**番及び**番となります。地目登記簿、田、現況、畑。いずれもこのとおりになります。面積、**番は 489 平方メートル**番は 485 平方メートル、合計 974 平方メートルになります。目的は駐車場です。

事由といたしまして、賃借人、A 社、代表取締役 A は、和光市、朝霞市内で事業を営んで

いるが、現在利用している和光市内の駐車場及び朝霞市内の駐車場が区画整理事業のため立ち退きを要請されており、新しい駐車場を探していたところ、申請地が候補となった。賃貸人はイチゴ栽培の事業を行っているが、下新倉六丁目**番、**番の農地は自宅から離れた場所にあることから、当該農地を転用し、利活用する方法を考えるようになった。今回、賃借を希望したいとの相談を受け、双方合意に至ったため申請がなされた。

添付資料としましては、土地登記事項証明書、印鑑登録証明書、案内図、公図の写し、土地利用計画書、資金調達計画書、工事見積書、残高証明書、資材置場駐車場の設置に係る資料、立ち退きに関する資料、誓約書、許可申請理由書、確約書、隣地同意書、委任状、履歴事項全部事項証明、法人登記簿謄本、定款の写し、決算報告の写しとなっております。

本案件は、市街化調整区域の農地を権利の設定を受ける者の資金で農地以外のものに転用するための申請です。委員の皆様には、事前に申請地の確認をお願いいたしましたが、本日配付の資料、写真資料1の1番に申請地の写真を掲載しておりますので、参考にご覧ください。

まず、申請の件について説明いたします。

当該農地は、申請者Bさんの自宅からやや離れたところにあり、耕作がしづらくなっている農地について有効活用を検討していたところ、A社が和光北インター東部地区土地区画整理事業により既存駐車場の立ち退きを求められていることから、移転できる場所を探していたところ、Bさんが相談を受け、賃借人の資金で駐車場を造成・整備し貸し出すことで合意に至り、農地転用の申請がなされました。

続いて、議案書2ページが申請地の土地利用計画平面図となっております。申請地の利用計画について説明いたします。

申請地は北側に農地がありますが、北側農地の所有者から同意書を得ています。南側に資材置場、西側は水路があり、水路を挟んで資材置場があります。東側が鉄塔と道路に面しており出入口となります。北側、西側、南側との境界は高さ2メートルの鋼板を設置となっております。

計画の資金調達につきましては、資金調達計画書、工事見積書、残高証明書が提出しており、内容を確認しております。

次に、計画面積の妥当性ですが、申請地は974平方メートルとなっております。なお、8トンダンプ18台、4トンダンプ2台、合計20台が駐車する予定です。計画面積が妥当かどうかご判断ください。

計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において、計画どおりの運用を確約しており、影響は少ない見通しです。

農地の区分についてですが、農地法施行規則第46条、宅地化の状況が第3種農地の場合における住宅等の施設が立ち並ぶ区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満のものに該当し、転用可能な第2種農地と判断できます。なお、本日は今回の申請に関して説明していただくために、申請者の代理人、C社のDさんにお越しいただいています。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

この後、参考人が入室し、転用の経緯等についてご説明をいただきますが、これまでの事務局の説明の中で皆様からのご質問等がありますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 無いようですので、それでは事務局、声がけをお願いします。

(参考人入室)

○新坂議長 それでは、ご紹介いたします。

申請者の代理人といたしまして、C社、Dさんにお越しいただきました。本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

和光市農業委員会では、農地転用の許可申請があった場合は関係者にお越しいただき、農地転用に至った経緯や工事の概要、申請地の利用形態等についての説明の上、委員からの質問に答えていただく形となっております。

なお、和光市農業委員会会議規則第8条第2項の規定により、発言される際は必ず挙手により議長の許可を受けてから発言するようにしてください。

それでは、農地転用に至った経緯及び工事の概要と申請地の利用形態についてご説明をお願いします。

○参考人(D) 本日はよろしくお願いいたします。座らせていただきます。

それでは早速ご説明いたします。

農地法第5条第1項の規定により許可申請、このたびは5条の賃貸借契約であります。賃貸人が和光市新倉三丁目、A社、代表取締役はA。賃貸人は同じく新倉三丁目のBさんです。賃貸人のA社は運送業といいましても、ほとんどメインは和光市に隣接します朝霞市内にあるE社の資材を運送しております。アスファルト部材等を現場に持って行って、また現場に

できたものを回収していく。今回の申請地に何か資材を置くとか、それは全くございません。全部空にした状態で戻ります。

場所ですが、下新倉六丁目**番と**番の2地。登記簿は田んぼですが、現況は畑です。合計面積で974平方メートルとなっています。賃貸人に関しましては、イチゴ栽培経営に集中して取り組んでおり、当該地についてはちょっと離れているということもありまして、できればイチゴ栽培、経営に集中して取り組んで利活用できないかということを考えていらっしゃいました。そういったときに、今回の賃借人ですが、和光北インター東部地区土地区画整理事業により立ち退きの要請があり、代替地等の確保が必須条件となっておりまして、今借りていらっしゃるところが、同じく新倉三丁目のF社が土地を使っているんですが、そこがどうしても区画整理があって一旦どかなきゃいけないということで、このたびF社が、このお二人を紹介し合った状態でございます。双方使用条件等について合意に達したため、このたびの申請となりました。

事業に関しましては、令和8年4月1日から一応10年間ということでございます。造成工事に関しましては、見積もり等を取りましたところ、800万円強かかるようですが、それに関しては賃借人で工事して使うということになっております。

転用によって生ずることですが、隣地境界につきましては、万能鋼板を設置しまして周りを囲む形で、道路境界に関しましては、出入口の部分だけ、全体は砂利敷きですが、一部アスファルト舗装にして、砂利等が道路側に出たりするのを抑えるようにする形になります。今、前面道路にガードパイプ等があって、歩行者等が危険にならないように道路課に先に道路施行承認を取ってくれということでしたので申請しまして、先週に承認されております。

和光北インター東部地区土地区画整理事業付近の、かなり新倉四丁目、新倉三丁目あたりが進んでおりまして、和光北インター東部地区土地区画整理事業から反対側の朝霞も、あずま南地区土地区画整理事業が大々的に始まっておりまして、そのあたりは物流関係の駐車場がとても多いのですが、その事業者が全部立ち退きをかけられて、今物すごく競合が激しくて、大変なようなお話は結構、聞いております。今回、F社でもなかなか探し切れなくて、こういう形で合意に至ったということです。

あまり長くなってもあれでしょうから、説明はこのあたりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま、参考人からご説明をいただきましたが、委員の皆様から何か質問はございます

か。質問がある方は挙手をお願いします。

吉田委員。

○吉田委員 先日、現地を確認させていただきましたが、この駐車場の隣の面は、今ネギ畑になっており、自分もよく知っておりますが、よく薬物等作っている方です。この平面図を見る限り、北側、付帯工事、何て書いてあるか分からないので、現地の陣営的には同じレベルで地続きでしょうか。そこに例えばバックで車を駐車すると、隣接している際にある植物とか農作物被害について、さっきは万能鋼板とか、よく分からないですけども、それはどういうもので、野菜には問題ないですか。

○参考人（Ｄ） その辺は私も勿論、気を配ります。隣の所有者の方は、Gさんという方ですが、例えば日当たりや風通しがあるので、場合によってはコンクリートブロック、フェンス等をご希望されるようでしたら対応します、という話をしたのですが、Gさんからはお任せしますと言われたので、では、こちらの使用者の希望どおりこれでよろしいですかと言ったら、それでいいということで、このような形になったと。なぜこのような万能鋼板で対応かというと、施工がそんなに費用がかからないこと、安全上、それが一番、第三者の侵入を防ぐ予防的なものであるので、万能鋼板を第一希望として言われたのですが、そのまま隣の方にお話しして、一応危険な点は、次は息子の世代だからということで、Gさんと息子さんと一緒にお話ししました。うちも今後、頼むみたいな感じで言われました。

○新坂議長 吉田委員。

○吉田委員 今のだと、隣の圃場には迷惑がかからない。正直言うと、さらに隣の隣地の方も、将来は農地転用というご回答ですと認識していいですか。

○参考人（Ｄ） そのとおりでございます。

○吉田委員 分かりました。ありがとうございます。

○新坂議長 他にご質問のある方はいらっしゃいますか。

田中委員。

○田中委員 畑との隣地の鋼板というのは2メートルぐらい。

○参考人（Ｄ） はい、そうです。

○田中委員 もう陽が通らないような場になるのでしょうか。

○参考人（Ｄ） 一部影響はあると思います、私も。

○田中委員 ちなみに、今作物を作られている方とは、確認は取ってないのですか。

○参考人（Ｄ） そちらについては、地主さんからそれは必要ないと言われましたので、それ

以上のことは控えました。

○田中委員 2メートルという、かなり陽が隠れてしまうので、生育にかなり支障があると思うので、できればGさん、できれば話し合って、いいところの高さにしていただけると、農家の立場からすると良いかなと思っています。

○参考人（D） Gさんからすると、車の排気ガスとかが入って来無いほうがいいみたいです。もうすぐ転用するような、素振りだったので、測量も隣でさせていただいている状態です。

○田中委員 分かりました。

○新坂議長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。

では、私からちょっと。

こちらは照明の設置とかはありますか。

○参考人（D） 今のところ予定はございません。

○新坂議長 では、水道設備も無いという。

○参考人（D） 無いです。

○新坂議長 分かりました。

他に質問のある方はいらっしゃいますか。

本多委員。

○本多委員 出入口のところの道路ですが、かなり変わった鉄塔がありますので、先日ちょっと現地確認をさせてもらったのですが、かなり車が、大きなトレーラーのダンプ、結構頻繁に通るのですね、あそこ。そこら辺のちょっと安全面というか、そういうことを何か考えているのでしょうか。

○参考人（D） 今のところ、すいません。会社側にそれをドライバーさんに徹底させるしかないと思うのですが。それ以上はどうしたら。逆に何かこうしたほうがいいのか、何かありますか。

○本多委員 いや、特には無いですが、かなりぎりぎりに、本当に道路の壁につくくらいにハンドルを切って走っていますので、その辺がちょっと危ないのかな。歩行者の方はほとんどいないと思うのですが、通学路でもないです。そこら辺がちょっと気をつけていただければと思います。

○参考人（D） ただ、あのあたりの中で、まあまあ広いほうのあその裏側が、10 tトラック等が大分出入りしているのですが、皆さん注意して通られていると思いますし、私もそういう指摘があったということは、ちゃんと伝えておきます。

○本多委員 分かりました。ありがとうございます。

○新坂議長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。

皆さん、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、質問が無いようですので、質疑応答は以上とします。

池田さん、本日はお忙しいところ、本当にありがとうございました。

○参考人(D) ありがとうございました。

(参考人退室)

○新坂議長 ただいま参考人からご説明や説明に対する答弁をいただきましたが、委員の皆様から何か意見はございますか。

では、私から。

これまで和光市農業委員会では、鋼板は使わないでくれという方向で説明していました。というのも今、田中委員がおっしゃったように、風の通りとか日陰、もしくは夏場照り返しとかがあって、非常に野菜の生育にすごく影響が出るので、鋼板ではなくメッシュフェンスを推奨していましたが、今回、隣地の方がむしろ鋼板でいいよという話でしたので、今回はそれでいいのかなと私は思いました。皆様どうですか。田中委員。

○田中委員 自分も2年ぐらい前に、うちの畑の横が駐車場になりまして、貸している方がうちに気を使って、メッシュのフェンスにさせていただいたのです。それこそ今、Gさんも次を考えているとおっしゃっていたのですけれども、そのときまでフェンスにしていだけないのかなと、話を聞いていて思ったのです。

○新坂議長 確かに、メッシュフェンス、新倉六丁目のあたり、大分一時すごい鋼板が増えて、車で通るときにすごく見通しが悪く、角地とかもあるので、そういう交通の便を考えると、結構メッシュフェンスのほうが安全でいいというのもありますよね。

○田中委員 基本的にはうちも、南側にダンプは止めていただいているのですけれども、たまに北側に、うちの畑側に車を止めると本当に日陰になる感じです。特に今の時期とかは。もし可能ならメッシュのほうがいいのかなと、話を聞きながら思っていたのです。

○富岡(浩)委員 両側そうですね。

○新坂議長 成田委員。

○成田委員 鋼板というのは、費用的にどうですか、フェンスにするというのと鋼板にするというのでは、費用的に安価で、そういう問題ですか。

○新坂議長 どうですかね。ただ、先ほどDさんのお話だと、鋼板のほうが比較的安価でできるような話がありましたけれども、詳しい値段までは、費用は分からない。

○成田委員 そこを何で、わざわざ選んだのかなと、今お話を伺っていて思ったのと、議長がおっしゃったように、和光市農業委員会としての基本的な考え方が畑の影響とかがより大きい鋼板であるから、それを推奨していないということを、考えがあるということは伝えたほうがいいのか。隣の畑の方が了承しているということであるので、否定しているわけではないから、そこは合意があったということで、そういう方向になるということも致し方ないと思うのですが、ただ、和光市農業委員会としては、こういう考え方があると、そこは伝えたほうがいいのか。

○新坂議長 隣の現地で使われているのは、Hさんですね。

○田中委員 Hさんですね。

○新坂議長 そうですね。今後まだ、すぐGさんも転用するわけではないでしょうから、そういうことを考えるということです。

○富岡（浩）委員 あと、隣接する車が後ろ向きではないですか。ここみんな多分ディーゼルだと思いますが、排ガスの問題というのはどういう感じでしょうか。

○新坂議長 まるっきりメッシュだと排ガスが。

○田中委員 それもそうですね。

○新坂議長 そういうこともありますよね。

○富岡（浩）委員 それはあんまり、そんなに影響しないものですか。メッシュの排ガス。

○田中委員 うちの場合だと、うちの側には止めないですね。そういう約束というか。それでメッシュでということ。

○富岡（浩）委員 これだけの車が毎日出入りをする。

○田中委員 これは多少なりとも1メートルはあると思う。バーは必要なのかなというのも思うのです。

○富岡（浩）委員 そうですね。

○田中委員 2メートルって結構高いですね。例えばですけども、1メートルなのか、1メートル20なのかは分からないですけども、そういう気を使っただけでもいいかと、話を聞きながら思いました。

○新坂議長 事務局、例えばもう一度申請者に、例えば重量ブロック3段とか、ちょっと積んでもらって、その上にメッシュフェンスというやり方かどうかと。

○事務局（内藤） 提案することは。

○新坂議長 提案という感じで。

○事務局（内藤） どうでしょうかと提案することはできます。

○新坂議長 その理由は、こうこうこういう理由だというのをもう一度つけて、もう一度申請者また隣地の方に説明して、それでもうちは鋼板でいいと、双方合意するのであれば、それは致し方ないのかなとは。そのような流れでいいですか。

○事務局長（高橋） 2メートル50だとかなり低くなりますよね。

○新坂議長 かなり低くなります。あまり囲っちゃうというのも、逆に中で何をやっているかわからないという。少し見えるくらいのほうが、本当は防犯にもいいのかなという気がしますけれども。

では、そのような感じで、今回、一度採決ではなく、見送りという感じ。条件付きの採決。

○事務局長（高橋） 相手方も立ち退きで新たな土地での事業開始が令和8年4月ということであれば、許可だけはして、それをもう一度、フェンスについては我々が示す調整をしてみて、鋼板でやるということであれば、地権者にも今回だけなので、地権者からHさんのほうに話をしてもらうのが大事だと思います。今までも鋼板での許可はしていないはずです。

○新坂議長 許可していないまではいかないと思うのですけれども、大概メッシュフェンスでお願いしますというふうに言うと、分かりましたという感じで参考人の方はそれで帰られる。

○事務局長（高橋） 事前に言えばよかったですね。

○新坂議長 そうですね。

取りあえず、この場で採決を採って、仮に許可となった場合、一応そういう条件で。

○事務局長（高橋） メッシュフェンスで許可するというのを伝える。

○新坂議長 メッシュフェンスを推奨するけれども、それでもやはり鋼板がよいのであれば、お互い鋼板でいいというのであれば、それはオーケーという感じで。

○田中委員 やったほうがいいとは思いますが、排ガスの問題で。ただ、高さが2メートルはちょっと高いですよ。作物を作る、横の。例えば本当に排ガスがどのくらいであれば、直接当たらないのかという、その高さがちょっと分からないですけれども、それが一番いいかと。

○浪間代理 2メートルが適正かどうかを判断してもらって。

○田中委員 双方でお互い納得するなら、全然こちらは構わないですけれども。ただ、話を聞いていると、今現時点では、ちょっと何か、2メートルって結構高いねという。

○**本多委員** 規格のものだから、多分1メートルないですかね。それだと、今度は防犯とかそういう関係にも関わってくるのですかね、あまり低いと逆に。恐らく、鋼板というのは仮設ですよ。うちのほうでもやってもらったことがあります、パイプを打ち込んでパイプをつなげて、そこに引っかけるような感じの仮設のもので、もしかしたら以前の使っていた駐車場のものをそのまま持ってきて使うのかどうなのか分からないですけども、費用面に関しては、恐らくブロック積んでフェンスよりはかなり安くできると思うのです。だから、高さの問題と、あと排ガスの関係もあるので、どうだろう。これ、下げてくれてもいいし、本当に議長が言ったように、何をやっているか分からないというのもありますもんね。できれば1面だけでもフェンスにしてくれたほうがいいのかないかなというふうには思うのですけれども。

○**吉田委員** 質問ですけども。

○**新坂議長** 吉田委員。

○**吉田委員** 2年ぐらい前に、下新倉六丁目のもうちょっと奥のほうの解体屋さんのあたりで畑が駐車場になった事例がありますよね。そのとき、この北側のところには緑地帯を設けてブロックを3段ぐらい積んでフェンスをしてあるんですよね、現状は。そのとき、その業者さんは緑地帯を造るとこんないっぱい止められなくなっちゃうんですよね。そういうのに規制ってあるんですかね。これだけ開発するのに、緑地面積をちょっと設けなきゃいけないとか、全面有効、こんな砂利を敷いて使っちゃっていいのかとか、そういうのは建設業、何かよくあるではないですか。

○**事務局長（高橋）** 開発の許可については、土地の区画の形態変更だとか、50センチ以上の土を盛る造成や建物を建てるということになると、開発になりますが、今回は建物を建てませんし、地盤も削ることがないということになりますので、開発案件にはならない。

○**吉田委員** 開発にかかったら、そういうのを設けなきゃいけないというのが出てくる。

○**事務局長（高橋）** 緑地帯を設けるのは、開発行為に該当した場合に設ける規定はあります。

今回、駐車場の出入口については、多分アスファルトもしくはコンクリートを敷くのだと思いますが、これは道路に砂利、土が出ないようにするための安全策になりますが、そこは善処していただいているのかなというふうに感じます。

○**新坂議長** 皆さんに伺いたいんですけども、最終的に賃借人、申請者また隣の隣地の方が鋼板で合意となった場合、それは仕方ないと皆さんお考えですか。高さが2メートルの場合でもそれは仕方ないと思われる。こういう希望はあるということを条件、意見があるということを知って、もちろんお伝えするという感じで、採決に移ります。

それでは採決に移ります。

議案第20号につきまして、許可相当ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この議案は許可相当として意見を付すものとします。

◎提出議案

議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

○新坂議長 続きまして、議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（今野） 議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、議案書の4ページから5ページをご覧ください。

被相続人、I。和光市新倉二丁目**番**号。相続人、J。和光市新倉二丁目**番**号。土地表示、和光市新倉二丁目**番**号。土地地目、登記簿地目、現況地目。面積は249平方メートルで相続開始年月日は令和7年7月31日となっております。

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている納税猶予を受けることのできる要件は2つありまして、1つ目、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2つ目、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限まで農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

本案件は、相続人であるJさんからの申請です。被相続人のIさんは、昭和**年**月**日に出生し、令和**年**月**日に96歳で亡くなられ、体調を崩すまでは農業に従事されていたと伺っております。相続人のJさんは、Iさんの養子で現在44歳。年間農業従事日数は300日です。今回申請された農地は1筆で、いずれも市街化区域内にあります。現在の農地の状況は、18日に成田委員、富澤委員、井口委員にご確認をいただきました。

写真資料の1の2から5番をご覧ください。2番が申請地、3から5番が耕作地の写真になります。Jさんが相続税の納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかについてご審議ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

議案第21号は、成田委員、富澤委員、井口委員に現地確認をしていただいております。

それでは、井口委員、現地確認の報告をお願いします。

○井口委員 写真にありますように、多少草は生えていましたけれども、先週18日に確認したところ、適正に管理されておりました。問題は無いと思います。

○新坂議長 ありがとうございます。

この議案につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは採決に移ります。

議案第21号につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この議案は承認といたします。

◎協議事項

令和8年和光市農業委員会2月総会の日程について

○新坂議長 続きまして、次第の協議事項に移ります。

協議事項①令和8年和光市農業委員会3月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(今野) 協議事項①令和8年和光市農業委員会3月総会の日程は、3月25日水曜日午前10時からを提案させていただきます。場所は5階502会議室を確保しております。

なお、4月総会につきましては、4月24日金曜日午前10時の開催を予定しており、現在のところ6階603会議室を確保しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○新坂議長 3月総会の日程ですが、3月25日水曜日の午前10時からということですが、皆様ご都合はいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、3月25日水曜日の午前10時から、場所は5階502会議室でお願いします。

また、4月につきましては、4月24日金曜日午前10時の予定とのことですが、いかがでしょうか。

大丈夫ですかね。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、そのような日程でお願いいたします。

◎諸報告

①議長専決について

○新坂議長 続きまして、諸報告①議長専決について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（今野） 議案書の6ページから8ページをご覧ください。

今回の議長専決は、4条届出が2件、5条届出が1件となっております。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、よろしければ議長専決は以上とします。

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

○新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（今野） 今月の活動の共通事項については、次第の最後のページをご覧ください。

本日24日の農業委員会2月総会と13日の4市の研修会、議案第20号、21号の案件で現地確認した日をご記入ください。その他、個別に農地パトロールや現況確認をしていただいた方は、その旨ご記入ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

その他、皆さんから活動に関してご報告がある方は挙手をしてください。

(発言する者なし)

○新坂議長 無いようですので、委員の皆様からの報告は以上とします。

◎諸報告

③その他

○新坂議長 続きまして、諸報告③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（今野） 諸報告③その他ですが、1点ございます。

農家だよりになります。資料2をご覧ください。

こちら、生産緑地のあっせんなど、新年度の集落支部長についてのお願いを載せております。その他、環境に関する内容で、害獣被害について掲載しております。

諸報告について、説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

最後に、委員の皆様から会議全体を通して何かご意見と質問がありましたらお願いします。
よろしいですか。

（発言する者なし）

○新坂議長 では、無いようですので本日の議事は以上とします。

◎閉会

○新坂議長 本日も皆様のおかげで滞りなく議事運営ができました。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年和光市農業委員会2月総会を閉会します。皆様お疲れさまでした。

閉会 午前 10時46分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員